

様式 A-5 【作成上の注意】

交付の申請を行う研究者が所属しており、次の①～③に該当する場合は、本様式を作成（必要に応じ、以下に記載する所定の手続きを行うこと。）し、文部科学省に提出すること。

※「受取名義」とは銀行に開設されている口座名義と異なる名義での送金を可能とするために設定する名義のことです。

①新たに振込口座を開設する研究機関

研究機関の代表者（大学長、学校法人理事長等）の氏名で金融機関に口座を開設し（※1）、「1. 振込先」に必要事項を記入し、「2. 受取名義」に研究機関の長の職名までの受取名義（※2）を記入した上で、本様式を提出すること。なお、金融機関に、本様式の「2. 受取名義」と同一名称で「受取名義」の設定手続きを行うこと。

②既に銀行振込口座を開設しているが「受取名義」を設定していない研究機関

金融機関へ、本様式「2. 受取名義」と同一名称での「受取名義」の設定手続きを行うこと。

③既に振込口座を「受取名義」に変更している研究機関

前年度に文部科学省に届け出た口座から銀行名、店名、金融機関番号、店番号、口座番号、預金種類に変更がある場合には、本様式を文部科学省に提出すること。

研究機関の代表者が交替した場合など、金融機関に開設している口座名義を変更する場合であっても、受取名義の変更を伴わない場合は、本様式を提出する必要はないので注意すること。

